一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の

運賃及び料金認可申請書作成の手引き

○ 道路運送法第９条の３

○ 道路運送法施行規則第１０条の３

○ 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」

（公示基準）

この手引きは、四国運輸局管内において福祉輸送事業限定の運賃及び料金の認可申請をする場合の参考として作成したものです。ご不明な点、問い合わせなどは、最寄りの運輸支局輸送担当又は四国運輸局自動車交通部旅客課まで問い合わせください。

　福祉輸送事業においては、ケア運賃及び介護運賃といった福祉輸送運賃をそれぞれ設定することもできます。

以下の様式は、自動認可運賃に基づき、タクシーメーターを使用する場合の一例を示した運賃及び料金の種類・額及び適用方法になります。タクシーメーターを使用しない運賃等を設定する場合（例：時間制運賃のみを設定する）は、運賃及び料金の種類・額及び適用方法を適宜修正願います。

なお、タクシーメーターを使用しない場合は、独自の運送約款を適用する必要がありますので、運賃及び料金の認可申請書と運送約款認可申請書を提出願います。

新たに事業を始める方は、経営許可申請、運賃料金設定認可申請（及び運送約款認可申請）を同時に行うことができます。

事業者の方は、運賃及び料金変更認可申請書一式に加え、【旧】の運賃及び料金の種類・額及び適用方法を添付願います。

令和　　年　　月　　日

四国運輸局長　　殿

住　　所

名　　称

代表者名

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の運賃及び料金

〈設定・変更〉認可申請書

【※設定もしくは変更のいずれかを選択願います。提出の際、【※～】の文字は削除願います。なお、営業区域や適用方法等は適宜修正願います。】

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の運賃及び料金の〈設定・変更〉をしたいので、道路運送法第９条の３第１項及び同法施行規則第１０条の３の規定に基づき、関係書類を添えて、申請致します。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２．変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

　　　●●県

３．変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

　　別紙のとおり　※ 変更の場合は、新旧を明示

４．変更を必要とする理由　※ 変更の場合のみ記載

運賃及び料金の種類、額及び適用方法

Ⅰ　運賃及び料金の種類及び額

１．距離制運賃

　（１）距離運賃

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 車種別 | 初乗運賃 | 加算運賃 |
| 特定大型車 | キロメートルまで　　　　円 | メートルまでを増すごとに 　　円 |
| 大 型 車 | キロメートルまで　　　　円 | メートルまでを増すごとに 　　円 |
| 中　型　車 | キロメートルまで　　　　円 | メートルまでを増すごとに 　　円 |
| 小　型　車 | キロメートルまで　　　　円 | メートルまでを増すごとに 　　円 |

　（２）時間距離併用運賃

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 車種別 | 限界速度及び時間 | 金額 |
| 特定大型車 | 時速９キロメートル以下の運行時間について  　　分　　秒までごとに | 円の割合 |
| 大　型　車 | 時速９キロメートル以下の運行時間について  　　分　　秒までごとに | 円の割合 |
| 中　型　車 | 時速９キロメートル以下の運行時間について  　　分　　秒までごとに | 円の割合 |
| 小　型　車 | 時速９キロメートル以下の運行時間について  　　分　　秒までごとに | 円の割合 |

２．距離制運賃の割増

（１）深夜早朝割増

|  |  |
| --- | --- |
| 適用時間 | 割増率（各車種共通） |
| 午後１０時から午前５時まで | ２ 割 |

（２）寝台割増

|  |  |
| --- | --- |
| 適用自動車 | 割増率（各車種共通） |
| 寝台専用の固定した設備を有する自動車 | ２ 割 |

３．運賃及び料金の割引

（１）身体障害者割引

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 割引率（各車種共通） |
| 身体障害者手帳を所持している者 | １ 割 |

（２）知的障害者割引

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 割引率（各車種共通） |
| 知的障害者療育手帳を所持している者 | １ 割 |

（３）精神障害者割引

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 割引率（各車種共通） |
| 精神障害者保健福祉手帳を所持している者 | １ 割 |

４．時間制運賃

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 車種別 | 拘束時間 | 金額 |
| 特定大型車 | ３０分ごとに | 円 |
| 大 型 車 | ３０分ごとに | 円 |
| 中　型　車 | ３０分ごとに | 円 |
| 小　型　車 | ３０分ごとに | 円 |

５．待料金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 車種別 | 待時間 | 金額 |
| 特定大型車 | 分　　秒までごとに | 円の割合 |
| 大 型 車 | 分　　秒までごとに | 円の割合 |
| 中　型　車 | 分　　秒までごとに | 円の割合 |
| 小　型　車 | 分　　秒までごとに | 円の割合 |

６．迎車回送料金

迎車回送の距離が認可又は届出運賃の初乗距離を超える場合について、距離制運賃に相当する額。ただし、距離制運賃の初乗運賃額を限度とする。

※適用区域が愛媛県

Ⅱ.運賃及び料金の適用方法

１．車種区分

この運賃で「小型車」「中型車」「大型車」又は「特定大型車」とは、次の表に定めるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 車種区分 | 自　動　車　の　大　き　さ　等 |
| 小　型　車 | 道路運送車両法施行規則（以下、「規則」という。）第２条に定める小型自動車のうち自動車の長さが４．６メートル以下で乗車定員５人以下のもの。  ハイブリッド自動車のうち総排気量が２リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で自動車の長さが４．７メートル以下、かつ、乗車定員５人以下のもの。  同条に定める小型自動車であって身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）で乗車定員６人以下のもの。  同条に定める軽自動車（検査対象軽自動車であって二輪自動車を除く。）で、運行時に寝台又は車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車など使用用途が福祉輸送に限定されるもの。  同条に定める普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員５人以下のもの。 |
| 中　型　車 | 規則第２条に定める小型自動車のうち乗車定員６人以下のもの、又は普通自動車のうち総排気量が２リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員６人以下のもの（ただし、小型車の車種区分に属するものを除く。）。  ハイブリッド自動車のうち総排気量が２．５リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員６人以下のもの（ただし、小型車の車種区分に属するものは除く。）。  同条に定める普通自動車であって身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）で乗車定員６人以下のもの。  同条に定める普通自動車又は小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員６人以下のもの（ただし、小型車の車種区分に属するものを除く。）。 |
| 大　型　車 | 規則第２条に定める普通自動車のうち総排気量が２リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６人以下のもの。  ハイブリッド自動車のうち総排気量が２．５リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６人以下のもの。  身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）で乗車定員７人以上のもの。  同条に定める普通自動車又は小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員７人以上のもの。 |
| 特定大型車 | 規則第２条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員７人以上のもの（ただし、大型車の車種区分に属するものを除く。）。 |

備　考 　①「ディーゼル機関を有する自動車」については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

②「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。

③「軽自動車」については、電気自動車又は福祉輸送に限るものとする。

２．運賃の適用順位

運賃は、原則として距離制運賃（時間距離併用運賃を含む。以下同じ。）を適用し、これにより難い場合は、特約により時間制運賃を適用する。

３．距離制運賃

（１）距離制運賃の算定は、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離による。

（２）時間距離併用運賃は、走行速度が９キロメートル毎時以下となった場合に適用する。ただし、次の区間は適用しないものとする。

イ．迎車回送区間

ロ．高速自動車国道又は自動車専用道路の区間（深夜早朝割増適用時間を除く。）

４．距離制運賃の割増

（１）深夜早朝割増は、午後１０時以降午前５時までの間における運送に適用する。

（２）寝台割増は、寝台専用の固定した設備を有する自動車に限り適用する。

（３）運賃の割増は、距離短縮方式とする。

（４）運賃の割増は、重複して適用できないものとする。

５．運賃及び料金の割引

（１）身体障害者割引は、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳を提示したときに適用する。

（２）知的障害者割引は、療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者で、当該療育手帳を提示したときに適用する。

（３）精神障害者割引は、精神保健及び精神障害者福祉法に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、当該精神障害者保健福祉手帳を提示したときに適用する。

（４）割引の対象となる運賃及び料金は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者自身が乗車した区間（迎車回送区間を含む。）の運賃及び料金とする。

（５）身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する運賃及び料金の額は、タクシーメーター器の表示額又は時間制運賃算出額に０．９を乗じ、１０円未満の端数を切り捨てた額とする。

（６）運賃及び料金の割引は、重複して適用できないものとする。

６．時間制運賃

（１）時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む。以下同じ。）において、時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。

（２）時間制運賃による時間の算定は、旅客の要求により営業所等を出発したときから、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間による。

（３）時間制運賃は、３０分単位とし、３０分未満の端数が生じた場合は、３０分単位に切り上げる。

（４）時間制運賃を適用する場合は、運賃の割増及び料金は適用しない。

（５）時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、自動車の前面に「貸切」の表示をするものとする。

７．待料金

　　待料金は、旅客の都合により、自動車を待機させた場合に適用する。

８．迎車回送料金

迎車回送料金は、旅客の要請により迎車回送する場合であって、営業所等から旅客の指定する乗車地までの距離が認可又は届出運賃の初乗距離を超える場合に適用する。ただし、迎車回送距離が認可又は届出運賃の初乗距離の２倍の距離を超える場合であっても、迎車回送料金は、距離制運賃の初乗運賃額を限度とする。

９．運賃及び料金の収受方法

（１）距離制運賃及び料金の収受は、タクシーメーター器の表示額による。

（２）時間距離併用運賃の収受にあたっては、旅客の降車地点に停車後直ちにタクシーメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額による。

（３）時間制運賃の収受にあたっては、旅客との貸切時間により算出し降車時に収受する。

１０．旅客の実費負担

（１）旅客の要求により有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合における当該利用の実費は、旅客の負担とする。

（２）道路事情、交通規制等客観的な事情又は他に適当な方法がないためやむを得ず有料道路又は自動車航送船を利用して往路又は復路が回送となる場合における当該利用の実費は、旅客の負担とする。

１１．適用区域

　　この運賃及び料金を適用する区域は次のとおりとする。

　　　●●県

附　　則

　　この運賃及び料金は、令和　　年　　月　　日から実施する。